

4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

基本的方向	施策内容
1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための環境整備	(1) 耐震診断・改修を図るための支援 (2) 地震時に通行を確保すべき道路の指定 (3) かけ地近接危険住宅の解消 (4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 (5) 重点的に耐震化すべき区域の設定
2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び普及	(1) 地震防災マップの作成、公表 (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実 (3) 消費者向けパンフレット等の作成・配布 (4) リフォームに併せた耐震改修の誘導策 (5) 地域における取り組みの推進
3 所管行政庁との連携	(1) 耐震改修促進法に基づく指導等 (2) 建築基準法に基づく勧告または命令 (3) 「(仮称)全道建築物等地震対策推進協議会」との連携
4 実施計画	平成20～22年度に実施する事業

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための環境整備

(1) 耐震診断・改修を図るための支援

住宅の耐震化率9割を達成するためには、年間約22戸のペースで耐震改修を推進する必要がありますが、住宅は道路閉塞のおそれのあるものを除き、耐震改修促進法に基づく指導が図られないことから、その耐震化は所有者の意識に委ねられています。

住宅・建築物の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、住宅については、町民生活の基盤としてストック数も多く、また、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・改修促進を図るため所有者への支援の検討が必要です。

(1) ①耐震診断の実施

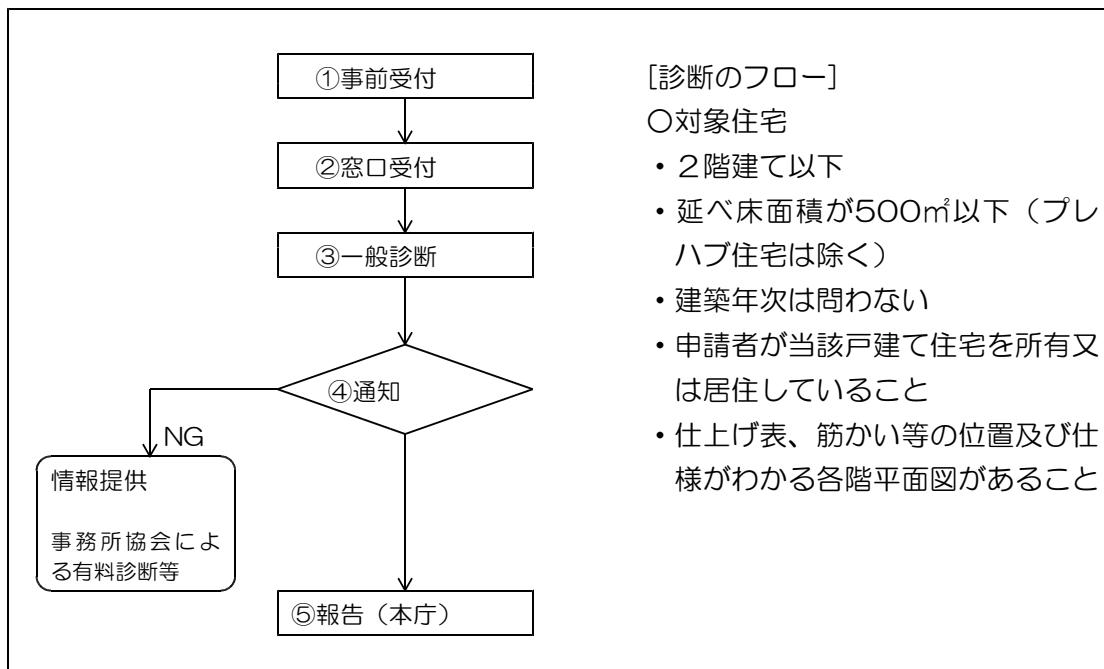
住宅の耐震化を進める上で、まず耐震診断をする必要があります。耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで防災上の意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断があります。簡易診断は行政や関係機関が一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法です。また、一般診断は通常、建築士・工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものです。

北海道では、道民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的に戸建て木造住宅を対象に各支庁において住宅相談の一環として一般診断プログラムを活用した無料耐震診断業務を実施しています。耐震診断の結果、耐震性に疑義があると判定された所有者等に対しては、(社) 北海道建築設計事務所協会で実施している有料相談やホームページ等による耐震診断技術者情報などの情報提供を行い、より詳細な診断を進めることとしています。

愛別町は、この道の無料耐震診断を積極的にPRし、町民の利用促進を図ることとします。

なお、昭和57年以降の建築物に関しては、その建築物の状況によっては、耐震補強が望ましい場合があることに留意する必要があります。

図4-1 北海道における戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断



(1) 一②住宅の耐震改修に係る費用の助成

住宅の耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判定された住宅については、耐震改修を行う必要がありますが、所有者等に相当の費用負担が生じることから自主的な耐震改修が進みにくくされたり、負担軽減のための施策を講じる必要があります。

[国の施策（耐震改修促進税制）]

耐震改修の促進を図るため平成18年度から国において税制改正が行われ、耐震改修促進税制が創設されました。

固定資産税額の減税措置は、すべての地域において適用可能ですが、固定資産税減額証明書の添付が必要となります。証明書の発行主体は、地方公共団体のほか、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかと定められおり、住宅の耐震改修の内容の確認に関する事業の一環として、愛別町は証明書を発行します。

[耐震改修税制の概要]

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

[固定資産税]

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税（120m²相当部分まで）の税額を以下の通り減額します。

耐震改修工事の完了期間	減額措置の内容	
平成18年～21年	3年間	左記の期間、固定資産税額を1／2に減額
平成22年～24年	2年間	
平成25年～27年	1年間	

主な要件

〈既存住宅の要件〉

①昭和57年1月1日以前からの所在する住宅であること

〈耐震改修の要件〉

②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

③耐震改修に係る費用が30万円以上であること

〈その他〉

④耐震改修工事完了3ヶ月以内に、市区町村へ証明書等の必要書類を添付して申告すること

○対象区域の限定はありません。

○法人所有の住宅を耐震改修した場合にも適用になります。

○証明書は、地方公共団体、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかに発行を依頼してください。

(2) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第1号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できることとされています。

道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。さらに、このうち災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）の第一次緊急輸送道路を位置づけています。また、「地震時に通行を確保すべき道路」は、第二次及び第三次緊急輸送道路を位置づけています。

愛別町においては、旭川紋別自動車道及び国道39号線が「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」、道道愛別当麻旭川線、道道下川愛別線が「地震時に通行を確保すべき道路」として位置づけられております。また、町道北町6線道路、町道本町北大路道路、町道本町厚伏線道路の一部及び町道愛山南4号道路の一部も「地震時に通行を確保すべき道路」として、本計画に記載し、住民への周知を図っていくこととします。

「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」及び「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で前面道路幅員に対し一定の高さを有するものは、耐震改修促進法第6条第3項に規定する特定建築物として、耐震化の促進を図ることとしています。

特に地震時に通行を確保すべき道路		
旭川紋別自動車道	第一次緊急輸送	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港、
	道路ネットワーク	総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
地震時に通行を確保すべき道路		
道道愛別当麻旭川線	第二次緊急輸送 道路ネットワーク	第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
道道下川愛別線		
町道北町6線道路	第三次緊急輸送 道路ネットワーク	その他の道路
町道本町北大路道路		
町道本町厚伏線道路 の一部		
町道愛山南4号道路 の一部		

図4-2 地震時に通行を確保すべき道路の指定（愛別町）

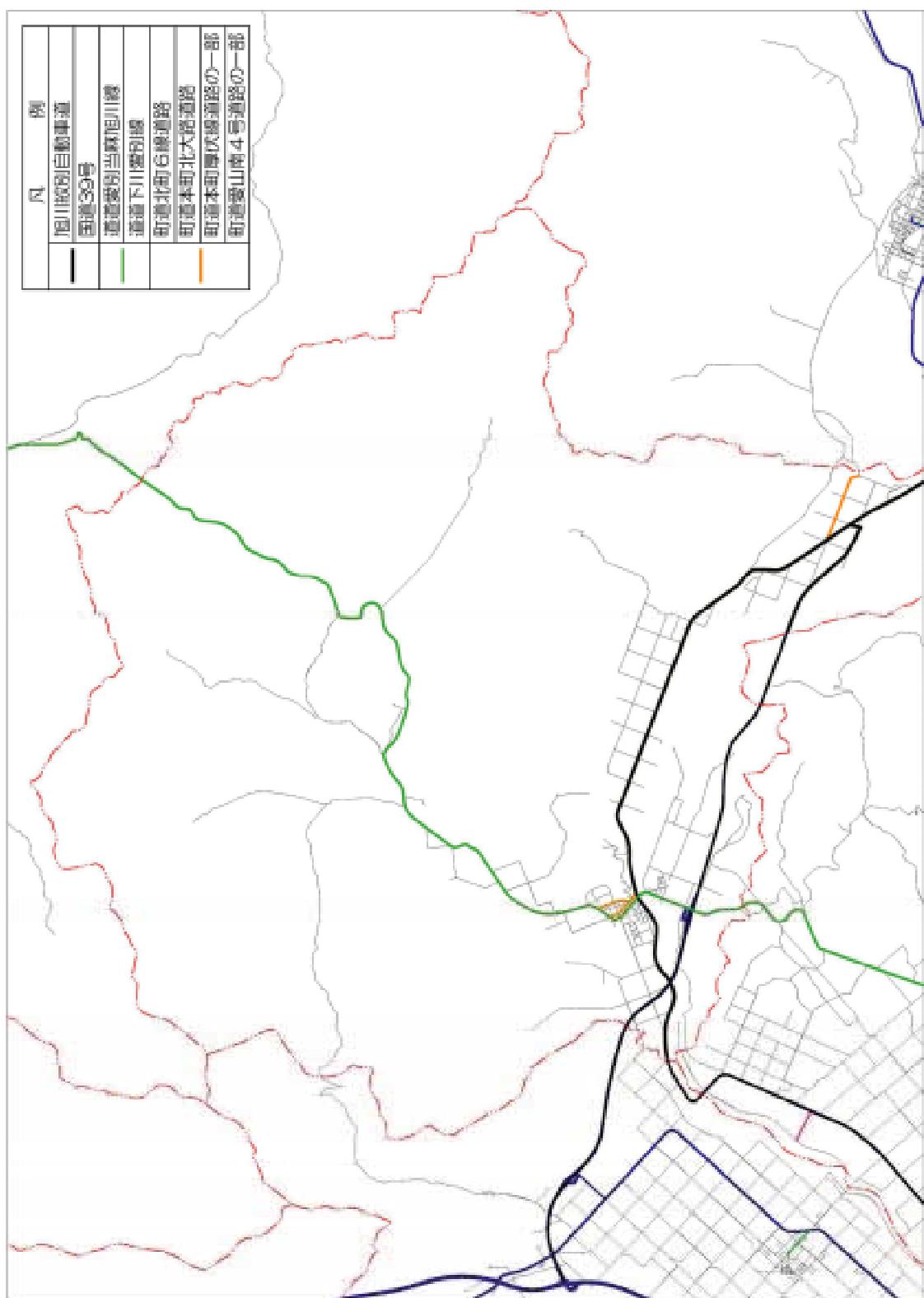
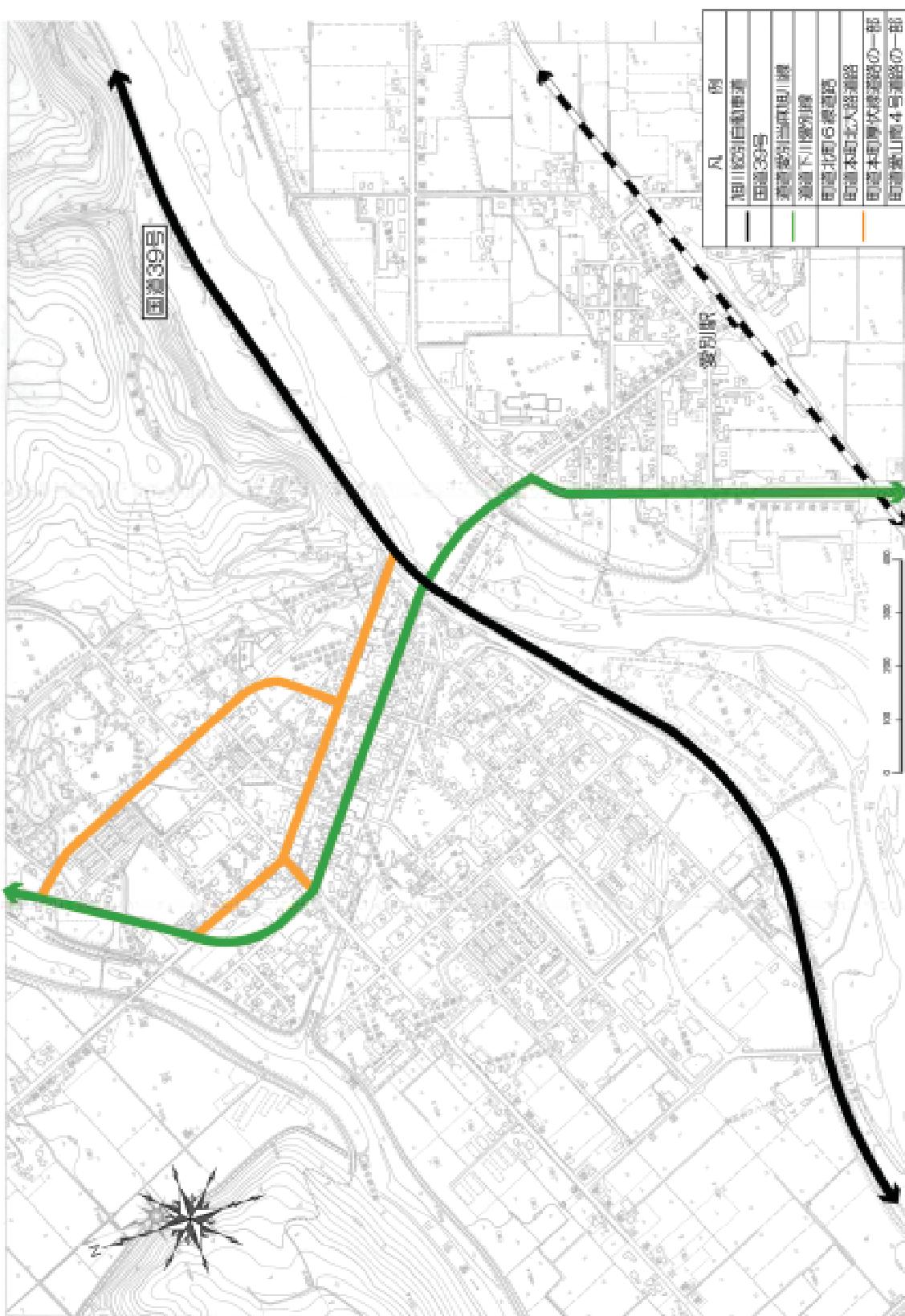


図4-3 地震時に通行を確保すべき道路の指定（中心部）



(3) がけ地近接危険住宅の解消

愛別町地域防災計画において、災害危険区域として、「水防区域」、「地すべり・急傾斜と崩壊危険区域」、「土石流危険渓流」等が定められています。

(がけ地に隣接する建造物)

がけの崩壊等で危険を及ぼす区域において、既存の危険住宅については、がけ地近隣移転事業制度を活用するなど、安全な場所への移転を促進を図るものとします。

(急傾斜地崩壊区域の調査及び危険箇所)

町長（土木対策部建設班）は、異常降雨及び降雪により降雪により急傾斜地のがけ崩れ及びなだれによる災害が予想される地域の実情を調査し、災害防止を図ります。また、必要に応じて、特別巡視等を行うものとします。

(がけ崩れ、なだれ防止策)

町及び関係機関は、それぞれ所轄の区域の保全及び安全を確保するため、がけ崩れ及びなだれ発生予想箇所に防止策の施設を行い、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講じるものとします。

表 4-1 水防区域

番号	危険区域					
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長 (m)	災害の 要因
1	中愛別左岸築堤	石狩川	1級石狩川	183.00～183.50	左岸500	法崩れ、スベリ
2	愛別築堤	石狩川	1級石狩川	180.70～181.20	右岸500	水衝洗掘
3	中愛別右岸築堤	石狩川	1級石狩川	184.30～184.80	右岸500	水衝洗掘
4	中愛別右岸築堤	石狩川	1級石狩川	185.30～185.70	右岸450	水衝洗掘
5	中愛別右岸築堤	石狩川	1級石狩川	188.40～188.90	右岸600	水衝洗掘
6	中愛別左岸築堤	石狩川	1級石狩川	183.00～183.30	左岸350	水衝洗掘
7	中愛別左岸築堤	石狩川	1級石狩川	184.90～185.30	左岸400	水衝洗掘
8	中愛別7線樋門	石狩川	1級石狩川	182.23	左岸1ヶ所	漏水
9	中愛別10線樋門	石狩川	1級石狩川	183.52	左岸1ヶ所	漏水
10	石狩川第5鉄道橋	石狩川	1級石狩川	189.65	左右岸1ヶ所	桁下高不足
11	中愛別右岸築堤	石狩川	1級 ^ハ オムカエ川	石狩川合流点から0.40～0.70	左岸300	堤防高不足
12	中愛別右岸築堤	石狩川	1級 ^ハ オムカエ川	石狩川合流点から0.40～0.70	左岸300	堤防断面不足
13	中愛別右岸築堤	石狩川	1級 ^ハ オムカエ川	石狩川合流点から0.00～0.40	左岸380	新堤防
14	愛別	石狩川	普通エラスカップ ^ハ 川	石狩川合流点から3.00～3.80	両岸800	溢流
15	愛別	石狩川	普通カラソスカップ ^ハ 川	石狩川合流点から1.50～2.30	両岸800	溢流
16	愛別	石狩川	普通イガ ^ハ キ14線川	石狩川合流点から0.20～0.60	両岸400	急峻
17	愛山	石狩川	20線沢川	石狩川合流点から1.20～1.50	両岸300	溢流
18	愛山	石狩川	22線沢川	石狩川合流点から1.00～2.15	両岸1,150	溢流
19	愛山	石狩川	普通23線沢川	石狩川合流点から0.50～1.10	両岸600	溢流
20	愛山	石狩川	普通不動の沢川	石狩川合流点から0.50～0.60	両岸100	溢流
21	中央	石狩川	普通 ^ハ オムカエ川	石狩川合流点から1.70～3.70	両岸2,000	溢流
22	富沢	石狩川	普通ヨコナカイ川	愛別川合流点から2.00	両岸2,000	溢流
23	協和	石狩川	普通美志内川	愛別川合流点から0.70	両岸700	溢流
24	協和	石狩川	普通左股 ^ハ オカ川	愛別川合流点から1.50～2.35	両岸850	溢流

資料：愛別町地域防災計画

番号はp50を参照

表4-2 地すべり危険区域

番号	危険区域の現況		
	区域名	場所	危険区域面積(ha)
1	豊里	豊伏線道路	2.0
2	北町	蓬来山	1.0
3	愛別	字愛別	8.26
4	中愛別	字中央	6.0
5	伏古	伏古1	5.0
6	伏古	伏古2	3.0
7	徳星	徳星1	10.0
8	徳星	徳星2	6.0
9	旭山	旭山	10.0
10	中愛別	17線	22.0
11	愛静	愛静	30.0
12	協和	協和	19.8

番号はp50を参照

表4-3 急傾斜地崩壊危険区域（かけ崩れ危険区域）

番号	危険区域の現況		
	区域名	場所	危険区域面積(ha)
1	旭山	仏坂	3
2	徳星	徳星1	2
3	徳星	徳星2	1
4	徳星	徳星3	2
5	伏古	伏古	5
6	本町	緑化センター	4
7	本町	滝沢地先	4
8	豊里	佐藤地先	8
9	豊里	柴田地先	3
10	豊里	松林地先	4
11	豊里	稻場地先	4
12	中央	前仏地先	5
13	厚生	岡田地先	4
14	富沢	奥地先	3
15	愛別	星地先	2
16	愛山	神社の沢	1
17	愛山	工場の沢	1
18	愛山	冷泉の沢	1
19	愛山	林の沢	1
20	愛山	ナカヲの沢	1
21	愛山	神社地先	1
22	徳星	朝日越左1	1
23	徳星	朝日越右2	2
24	徳星	仏坂峠	1
25	愛静	愛静崖	4

番号はp50を参照

表4-4 土石流危険渓流区域

番号	危険区域の現況						砂防指定指 定番号・年 月日	
	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成17 年度渓 流番号	渓流長 (km)	面積 (ha)	
1	協和	石狩川	若牛内川	温泉の沢		2.0	4.0	
2	伏古	石狩川	伏古若牛内川	伏古沢		1.2	2.0	
3	協和	石狩川	左股パンケ川	協和一の沢		0.6	1.0	
4	協和	石狩川	左股パンケ川	協和左1の沢		2.2	4.0	
5	協和	石狩川	パンケーの沢川	パンケーの沢		1.6	3.0	
6	徳星	石狩川	愛別川	入口の沢		1.1	2.0	
7	徳星	石狩川	愛別川	愛別川2の沢		4.0	8.0	
8	徳星	石狩川	愛別川	泉沢		1.3	2.0	
9	徳星	石狩川	冷泉沢川	冷泉沢		3.1	6.0	
10	徳星	石狩川	愛別川	冷泉二の沢		2.6	5.0	
11	徳星	石狩川	マタルクシユ愛別川	マタルクシユ本流		2.1	4.0	
12	徳星	石狩川	藤次郎の沢川	藤次郎の沢		3.2	6.0	
13	徳星	石狩川	マタルクシユ愛別川	山越の沢		3.5	7.0	
14	徳星	石狩川	マタルクシユ愛別川	熊の沢		4.1	8.0	
15	徳星	石狩川	宮の沢川	宮の沢		1.3	2.0	
16	旭山	石狩川	一の沢川	旭山一の沢		0.7	1.0	
17	旭山	石狩川	狩布川	旭山三の沢		3.9	6.0	
18	旭山	石狩川	狩布川	旭山二の沢		1.0	2.0	
19	旭山	石狩川	狩布川	旭山四の沢		3.1	6.0	
20	中愛別	石狩川	パンケ右沢川	パンケ右沢		2.0	4.0	
21	中愛別	石狩川	パンケメムナイ川	パンケメムナイ		1.5	3.0	
22	中愛別	石狩川	パンケメムナイ支線川	右パンケメムナイ川		2.0	4.0	
23	愛静	石狩川	ボリショップ川	ボリショップ沢		1.5	3.0	
24	愛静	石狩川	石狩川	佐橋の沢		0.6	1.0	
25	協和	石狩川	パンケ川	協和A沢		0.7	1.0	
26	協和	石狩川	パンケ川	協和B沢		0.5	1.0	
27	協和	石狩川	愛別川	協和C沢		0.8	1.0	
28	協和	石狩川	愛別川	協和D沢		0.8	2.0	
29	厚生	石狩川	ナカジマ川	厚生A沢		0.8	2.0	
30	厚生	石狩川	ナカジマ川	厚生B沢		0.5	1.0	
31	厚生	石狩川	ナカジマ川	厚生C沢		1.0	2.0	
32	愛別	石狩川	エチラ6線沢川	小春の沢		0.5	1.0	
33	本町	石狩川	6線川	緑化センターA		0.8	1.0	
34	本町	石狩川	6線川	緑化センターB		0.5	1.0	
35	本町	石狩川	パンケメムナイ川	国際の沢		0.5	1.0	
36	豊里	石狩川	パンケメムナイ川	佐藤の沢		0.5	1.0	
37	豊里	石狩川	パンケメムナイ川	町有林B沢		0.3	0.6	
38	豊里	石狩川	パンケメムナイ川	町有林C沢		0.3	0.6	
39	豊里	石狩川	パンケメムナイ川	町有林D沢		0.4	0.8	
40	豊里	石狩川	パンケメムナイ川	町有林E沢		0.3	0.6	
41	豊里	石狩川	パンケメムナイ川	町有林F沢		0.3	0.6	
42	豊里	石狩川	パンケメムナイ川	町有林G沢		0.5	1.0	
43	徳星	石狩川	マタルクシユ愛別川	徳星の沢		0.5	1.0	
44	愛山	石狩川	20線沢川	能登の沢		0.8	1.6	
45	愛山	石狩川	23線沢川	23線の沢		2.5	5.0	
46	愛山	石狩川	24線沢川	ナカヲの沢		1.0	2.0	
47	愛山	石狩川	安足間川	直井の沢		2.5	5.0	
48	愛山	石狩川	安足間川	直井の沢1		1.0	4.0	
49	愛山	石狩川	安足間川	直井の沢2		0.5	1.0	
50	愛山	石狩川	安足間川	直井の沢3		0.4	1.0	
51	愛山	石狩川	石狩川	工場裏の沢		0.2	7.0	

番号はp50を参照

(4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

建築物の耐震化について町民への啓発普及を図るとともに、町は率先して公共建築物の耐震化を図ることとします。当面、昭和56年以前に建設された公共建築物のうち、「役場」及び「愛別町総合センター」を重点建築物とし、できるだけ早期に耐震診断を実施することとします。

(5) 重点的に耐震化すべき区域の設定

愛別町のまちなか（本町、東町）は、地震時に通行を確保すべき道路として指定されている道道沿道に市街地が形成されるとともに、公共建築物等が集積している地域であることから、重点的に耐震化すべき区域として設定します。

以下、地域防災計画より

不燃化及び耐震化建造物の促進

(1) 不燃化の促進

市街地の不燃化を図るため準防火地域における建造物の不燃化を促進します。

(2) 一般建造物の耐震化

町は、一般建造物の維持保全や耐震化について、広く町民の認識を深めるため、耐震工法又は補強等について周知を図るとともに、既存の建造物の耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとします。

(3) 公共建造物の耐震化

災害時において、応急活動の中心となる町役場、消防本部、病院や避難所となる学校などの公共建造物について、地震により使用不能となる可能性もあることから、これらの施設の新設にあたっては、耐震化に配慮するとともに、既存施設にあっては耐震診断、耐震改修の実施を促進し、さらには町役場庁舎等の施設が使用できることを想定して、バックアップ機能についても検討する必要があります。

2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び普及

(1) 地震防災マップの作成、公表

一般的に地震被害は次のような概念によって表されます。

地震被害＝誘因〔震度〕×要因〔被害対象の耐震強度×被害対象の分布〕

したがって、地震動が同じであっても被害対象の耐震強度と被害対象の相違により、都市間はもとより地域、地区間で被害の態様は異なってきます。これらの素因についての現状を整理し、都市の地震災害に対する危険性を表したもののが地震防災マップです。

住宅・建築物の耐震化や密集市街地の延焼防止など地震対策を推進するためには、その地域において発生のおそれのある地震やそれによる被害等の可能性を地図上に示して住民に伝えることにより、意識の啓発を図ることが重要です。

愛別町は、こうした地震に関するマップの活用により、まちづくりや公共施設の配置計画の検討、地域における地震予防対策の検討をより適切、詳細に行うことが可能となることから、地震防災マップの作成・公表を行うこととします。

地震防災マップには、想定地震による「揺れやすさマップ」、揺れやすさマップを基に建築物や人口、世帯など社会的なデータを併せることにより被害を想定する「危険度マップ」、地域の避難施設や避難経路などを示した「避難マップ」等から構成されます。

(揺れやすさマップ)

地震が発生した場合にはまず、各地の揺れの強さ（震度）が情報として気象庁から発表されますが、この震度は被害と密接に関わることから、あらかじめ住民に対して震度についての情報を提供することによって、住民の防災意識の高揚が図られるものと考えられます。さらに、自らの居住地をマップにおいて明確に認識できることで、地震時の危険性を実感できるものです。

地震の揺れは、

- ① 震源断層で破壊が起こり、
- ② その破壊のエネルギーが地震波となって揺れが地下の岩盤を通じて地表面付近の層に伝わり、
- ③ 表層地盤によって揺れが増幅され地表に伝わるものです。

揺れの大きさは、

- ① 震源断層から地表面付近までは、概ね震源断層からの距離に応じて減衰します。
- ② 表層地盤では揺れの増幅の仕方が表層地盤の性状によってかなり異なります。一般的には、表層地盤が軟らかければ揺れは増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向があります。
- ③ 地形が大きく変化するような場所では、数十メートル離れただけでも揺れが大きく変わることがあります。

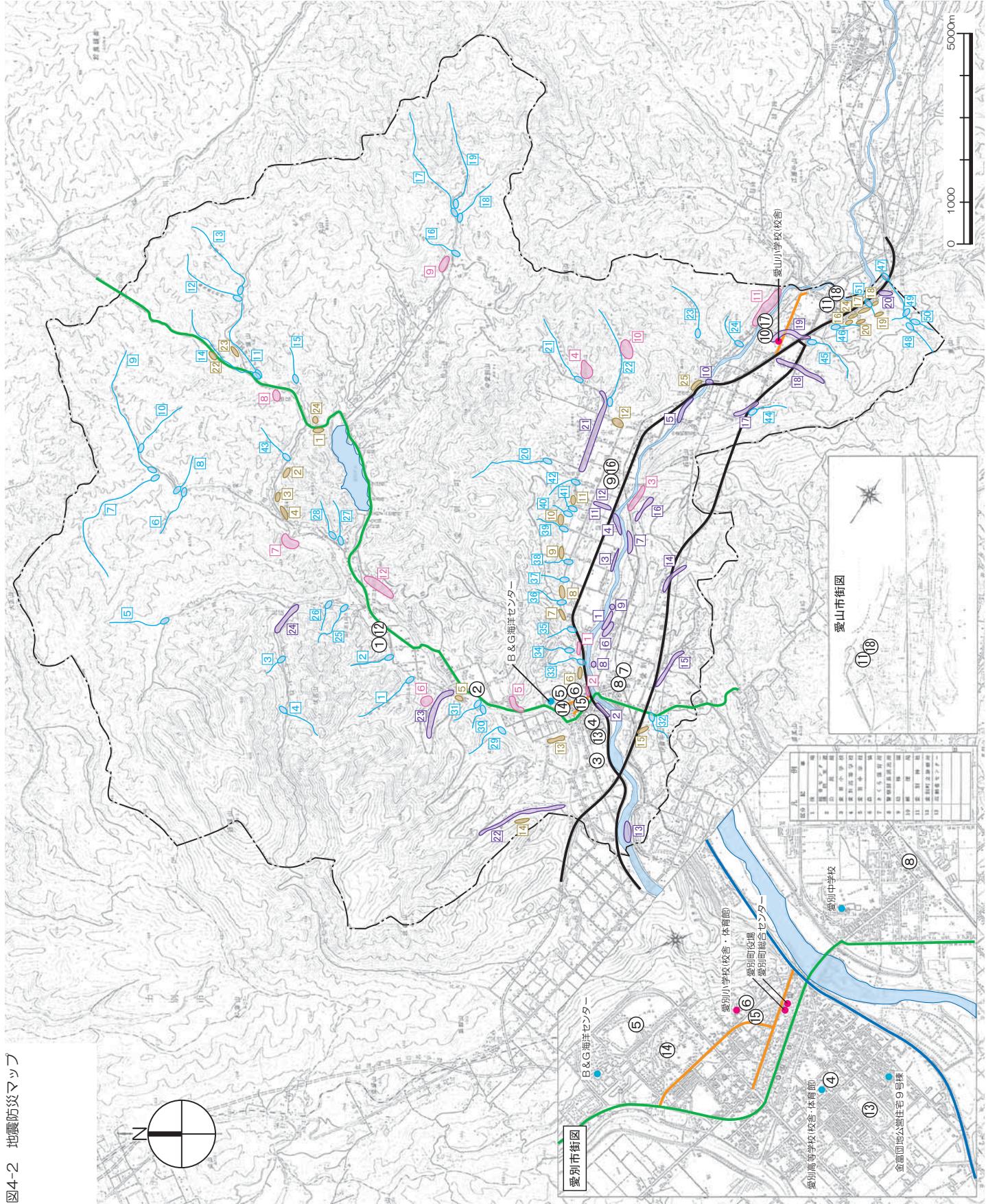
ここでいう「揺れやすさマップ」とは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したものです。

(危険度マップ)

「揺れやすさマップ」をもとに、地域の被害を推定してその結果を危険度マップなど視覚的に表現することが有用です。危険度評価を行うことにより、被害対象別、地域別に被害の定量把握が可能となり、現実的な防災計画の目標設定と具体的かつ効果的な防災対策への結びつけられるものです。

危険度評価項目は地震動、液状化、建物、出火、延焼、人的、道路、ライフラインなど地域の実情に応じて設定すべきです。また、危険度マップも揺れやすさマップと同様に住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現する必要があります。

図4-2 地震防災マップ



(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

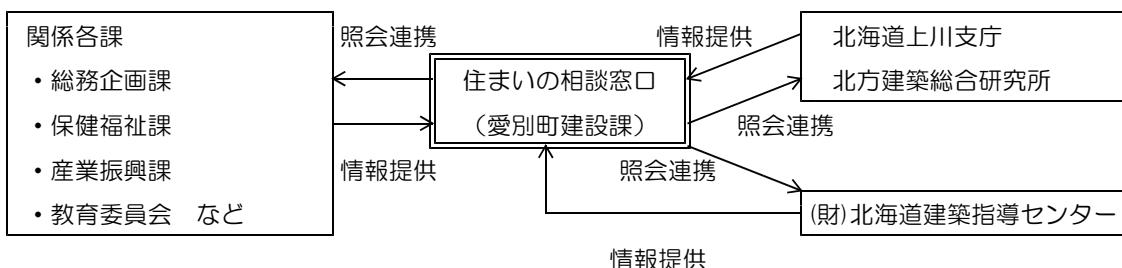
(2) -① 相談窓口の充実

悪質なリフォーム詐欺による被害が社会問題化するなど住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要課題となっています。特に「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適切か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要があります。

このため、愛別町では、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置します。この相談窓口は耐震診断、改修に係る相談窓口のみならず、住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な相談体制を図ることとします（職員が全ての質問に対応することは実際には困難でありますので、相談に対する支庁や(財)北海道建築指導センターの住宅相談の紹介など水先案内の役割を担います）。

また、将来的には、建築士会旭川支部（上川分会）等と連携し、民間事業者の相談員が定期的（月1回、週1回等）に、相談窓口で対応するような仕組みづくりを検討します（相談窓口に耐震診断にきた町民は、図面等がある場合は、支庁の無料耐震診断を紹介し、図面等がない場合は、有料ですが民間事業者が直接、対応できるような仕組みづくりを検討します（相談窓口での相談は無料））。

※住宅相談体制のイメージ



(2) -② 相談員の資質向上

愛別町における相談窓口の開設と相談員の資質向上を図るために、財団法人北海道建築指導センター等の、相談窓口の担当者を対象とした研修会、簡易耐震診断業務の実施を促す耐震診断プログラム操作研修会等に、積極的に職員を派遣します。

(3) 消費者向けパンフレット等の作成・配布

建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

愛別町は、当計画の概要版を作成し、住民へ全戸配布することとします。概要版には、耐震診断、改修の必要性、耐震診断、改修をする場合の流れ（相談、診断、補助制度等）、地震防災マップ等を盛り込みます。

また、既に北海道が作成している以下の資料等を配布し、住民への周知を推進します。

[主に住宅に居住する所有者向け]

- ・安心・快適リフォームのススメ！（平成17年北海道建設部建築指導課）
- ・誰でもできるわが家の耐震診断（平成16年財団法人日本建築防災協会）
- ・地震に関する基礎知識、耐震診断のポイントや耐震改修構法の事例、家具やブロック塀等の安全対策、税制についてなどわかりやすく解説したパンフレット

[耐震改修促進法に規定する特定建築物所有者向け]

- ・耐震改修促進法の概要や耐震診断・改修の必要性を理解してもらうためのリーフレット

(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導策

住宅の増改築や断熱改修などのリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的です。

そのため、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導するよう、愛別町では、相談窓口を設置するとともに、将来的に建築士会旭川支部（上川分会）等、民間事業者と連携した相談体制の仕組みづくりを検討します。

(5) 地域における取り組みの推進

愛別町地域防災計画では、町民の防災活動の促進、自主防災組織の育成について、以下のように位置づけられています。

町民の防災活動の促進

(1) 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心かけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者、災害弱者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に参加するなど、防災への寄与に努めることが求められている。このため町では、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

(2) 防災の知識の普及、訓練

① 防災知識の普及

防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、震災時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を図るものとする。

② 防災訓練の実施、指導

町では、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(3) 町民の防災活動の環境整備

町民の防災活動の環境整備のため平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

自主防災組織の育成

(1) 住民による自主防災組織

町は、自主防災組織の設置及び育成に努め、住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ高齢者や障がい者等の災害弱者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

(2) 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は從事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに消防要因等の資質向上に努める。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（北海道）は、特定建築物所有者に対する措置として、以下の指導等を段階的に行います。

愛別町は、北海道と連携し、特定建築物の耐震化の促進を推進します。

表4-5 耐震改修促進法に基づく特定行政庁（北海道）の指導等

■対象

【指導・助言対象】

- ・幼稚園・保育所：2階・500m²以上
- ・小・中学校：2階・1,000m²以上
- ・老人ホーム等：2階・1,000m²以上
- ・一般体育館：1,000m²以上（階数要件なし）
- ・その他の多数利用建築物：3階・1,000m²以上
- ・道路閉塞させる住宅・建築物
- ・危険物を取り扱う建築物

【指示・立入対象】

- ・幼稚園・保育所：2階・750m²以上
- ・小・中学校：2階・1,500m²以上
- ・老人ホーム等：2階・2,000m²以上
- ・一般体育館：2,000m²以上（階数要件なし）
- ・その他の多数利用建築物：3階・2,000m²以上
- ・危険物を取り扱う建築物：500m²以上

■実施の手順

- (1) 特定建築物台帳の整備
- (2) 指導・助言
- (3) 指示・勧告徴収または立入検査

■公表の方法

正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとして、所管行政庁はその旨を公表する。

公表の方法としては、所管行政庁のホームページによる公表を基本とし、必要に応じて広報への掲載、庁舎前の掲示板などを活用し、公表を行い、その利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにする。

(2) 建築基準法に基づく勧告または命令

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁は建築基準法に基づく勧告や命令を行うことがあります。

(3) 「(仮称) 全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

「北海道耐震改修促進計画」においては、道は、市町村及び建築関係団体で構成する「(仮称) 全道建築物地震対策推進協議会」を設置し、計画の着実な推進を図ることが位置づけられています。

協議会の設置にあたっては、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進するとされています。

愛別町においても、協議会との連携を図りつつ、建築物等の総合的な地震対策を推進することとします。

4 実施計画

愛別町内の戸建て住宅の耐震化の促進を図るため、所有者への支援を検討します。

平成20年度	平成21年度	平成22年度
・戸建て住宅の耐震化の普及 啓蒙	・戸建て住宅の耐震化の普及 啓蒙	・戸建て住宅の耐震化の普及 及啓蒙